

平成 2 3 年第 6 回常陸太田市議会定例会会議録

目 次

招集告示.....	1 7
平成 2 3 年第 4 回常陸太田市議会定例会会期日程.....	1 8
第 1 号 1 2 月 9 日 (金)	
○議事日程 (第 1 号)	1 9
○本日の会議に付した事件.....	1 9
○出席議員.....	2 0
○説明のため出席した者.....	2 0
○事務局職員出席者.....	2 0
開 会.....	2 0
開 議.....	2 0
○会議録署名議員の指名.....	2 1
○諸般の報告.....	2 1
○日程第 1 会期の決定.....	2 3
○日程第 2 議案第 8 6 号ないし議案第 9 2 号 (一括上程)	2 3
提案理由説明.....	2 3
○日程第 3 議案第 9 3 号ないし議案第 1 0 1 号 (一括上程)	2 7
提案理由説明.....	2 7
散 会.....	3 4
第 2 号 1 2 月 1 3 日 (火)	
○議事日程 (第 2 号)	3 5
○本日の会議に付した事件.....	3 5
○出席議員.....	3 5
○説明のため出席した者.....	3 5
○事務局職員出席者.....	3 5
開 議.....	3 6
○諸般の報告.....	3 6
○日程第 1 一般質問 2 番 赤堀 平二郎君.....	3 6
1 番 藤田 謙二君.....	4 3
5 番 鈴木 二郎君.....	5 3
6 番 平山 晶邦君.....	6 3

22番 宇野 隆子君.....	68
散 会.....	84
第3号 12月14日(水)	
○議事日程(第3号).....	85
○本日の会議に付した事件.....	85
○出席議員.....	85
○欠席議員.....	85
○説明のため出席した者.....	85
○事務局職員出席者.....	86
開 議.....	86
○日程第 1 一般質問 8番 菊池 伸也君.....	86
7番 益子 慎哉君.....	93
4番 深谷 渉君.....	97
散 会.....	109
第4号 12月15日(木)	
○議事日程(第4号).....	111
○本日の会議に付した事件.....	111
○出席議員.....	111
○説明のため出席した者.....	111
○事務局職員出席者.....	112
開 議.....	112
○日程第 1 議案質疑 議案第86号ないし議案第101号(一括上程).....	112
質 疑 22番 宇野 隆子君.....	112
○日程第 2 請願第4号.....	117
散 会.....	117
第5号 12月21日(水)	
○議事日程(第5号).....	119
○本日の会議に付した事件.....	119
○出席議員.....	119
○説明のため出席した者.....	120
○事務局職員出席者.....	120
開 議.....	120

○諸般の報告.....	1 2 0
○日程第 1 委員長報告 議案第 8 6 号ないし議案第 1 0 1 号並びに請願第 4 号	
議会活性化特別委員会中間報告	
総務委員長 益子 慎哉君.....	1 2 0
文教民生委員長 深谷 秀峰君.....	1 2 1
産業建設委員長 高星 勝幸君.....	1 2 2
議会活性化特別委員長 荒井 康夫君.....	1 2 2
討 論 2 2 番 宇野 隆子君.....	1 2 4
採 決.....	1 2 7
○日程第 2 議案第 1 0 2 号.....	1 2 8
提案理由説明.....	1 2 8
採 決.....	1 2 9
○日程第 3 議案第 1 0 3 号ないし議案第 1 0 7 号.....	1 2 9
提案理由説明.....	1 2 9
採 決.....	1 3 1
○日程第 4 議員派遣について.....	1 3 2
採 決.....	1 3 2
閉 会.....	1 3 3

資 料

議案等委員会付託表.....	1 3 5
請願文書表(第 1 号).....	1 3 6
一般質問発言通告者及び発言要旨.....	1 3 7
総務委員会審査報告書.....	1 4 4
文教民生委員会審査報告書.....	1 4 5
産業建設委員会審査報告書.....	1 4 7
議会活性化特別委員会中間報告書.....	1 4 8
議員派遣について.....	1 5 6

常陸太田市告示第 1 4 2 号

平成 2 3 年第 6 回常陸太田市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 3 年 1 2 月 2 日

常陸太田市長 大 久 保 太 一

1. 期 日 平成 2 3 年 1 2 月 9 日

2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成23年第6回常陸太田市議会定例会会期日程

平成23年12月9日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
12月 9日	金	本 会 議	1.開 会 2.会期の決定 3.議案説明
12月10日	土	休 会	
12月11日	日	休 会	
12月12日	月	休 会	
12月13日	火	本 会 議	1.一般質問
12月14日	水	本 会 議	1.一般質問
12月15日	木	本 会 議	1.議案質疑 2.委員会付託
		委 員 会	1.議会活性化特別委員会
12月16日	金	委 員 会	1.総務委員会 2.文教民生委員会
12月17日	土	休 会	
12月18日	日	休 会	
12月19日	月	委 員 会	1.産業建設委員会
12月20日	火	休 会	
12月21日	水	本 会 議	1.委員長報告(質疑・討論・採決) 2.閉 会

平成23年第6回常陸太田市議会定例会会議録

平成23年12月9日(金)

議事日程(第1号)

平成23年12月9日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 議案第86号 常陸太田市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
議案第87号 常陸太田市職員の修学部分休業に関する条例の制定について
議案第88号 常陸太田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の全部改正について
議案第89号 常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第90号 常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正について
議案第91号 常陸太田市温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第92号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 3 議案第93号 平成23年度常陸太田市一般会計補正予算(第6号)について
議案第94号 平成23年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第95号 平成23年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
議案第96号 平成23年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第97号 平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
議案第98号 平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について
議案第99号 平成23年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
議案第100号 平成23年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第3号)について
議案第101号 平成23年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第3号)について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定

日程第 2 議案第 86 号ないし議案第 92 号（一括上程・提案理由説明）

日程第 3 議案第 93 号ないし議案第 101 号（一括上程・提案理由説明）

出席議員

議 長	茅 根 猛 君	副議長	山 口 恒 男 君
1 番	藤 田 謙 二 君	2 番	赤 堀 平 二 郎 君
3 番	木 村 郁 郎 君	4 番	深 谷 涉 君
5 番	鈴 木 二 郎 君	6 番	平 山 晶 邦 君
7 番	益 子 慎 哉 君	8 番	菊 池 伸 也 君
9 番	深 谷 秀 峰 君	10 番	高 星 勝 幸 君
11 番	荒 井 康 夫 君	12 番	成 井 小 太 郎 君
14 番	片 野 宗 隆 君	15 番	福 地 正 文 君
17 番	川 又 照 雄 君	18 番	後 藤 守 君
19 番	黒 沢 義 久 君	20 番	沢 畠 亮 君
21 番	高 木 将 君	22 番	宇 野 隆 子 君

説明のため出席した者

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	梅 原 勤 君
教 育 長	中 原 一 博 君	総 務 部 長	江 幡 治 君
政策企画部長	佐 藤 啓 君	市民生活部長	川 上 明 文 君
保健福祉部長	安 田 隆 君	産 業 部 長	井 坂 孝 行 君
建 設 部 長	菊 池 拓 夫 君	会 計 管 理 者	岡 部 芳 雄 君
上下水道部長	鈴 木 則 文 君	消 防 長	福 地 壽 之 君
教 育 次 長	山 崎 修 一 君	秘 書 課 長	宇 野 智 明 君
総 務 課 長	荻 津 一 成 君	監 査 委 員	中 村 弘 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	吉 成 賢 一	主査兼議事係長	関 勝 則
総 務 係 長	榊 一 行		

午前 10 時開会

議長（茅根猛君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は 22 名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成 23 年第 6 回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（茅根猛君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により

10番 高星勝幸君 12番 成井小太郎君

の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（茅根猛君） 諸般の報告を行います。

初めに、議員派遣を9月議会で議決いたしておりましたが、11月21日の全員協議会において報告がありましたとおりでございます。

次に、採択請願の処理経過について、市長から報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成23年11月例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市長	大久保 太一君	副市長	梅原 勤君
教育長	中原 一博君	総務部長	江幡 治君
政策企画部長	佐藤 啓君	市民生活部長	川上 明文君
保健福祉部長	安田 隆君	産業部長	井坂 孝行君
建設部長	菊池 拓夫君	会計管理者	岡部 芳雄君
上下水道部長	鈴木 則文君	消防長	福地 壽之君
教育次長	山崎 修一君	秘書課長	宇野 智明君
総務課長	荻津 一成君	監査委員	中村 弘君

以上、16名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長あいさつ

議長（茅根猛君） この際、市長より招集のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成23年第6回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。日ごろ議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のために格別なるご高配をいただき、心から感謝を申し上げる次第でございます。

今年も早いもので残すところ20日余りとなりました。本年は東日本大震災とそれに伴う福島第一原発の事故、ギリシャの財政危機に始まるヨーロッパの金融経済危機、戦後の最高値を更新

いたしました円高，さらにはニュージーランドとトルコの大地震，タイの洪水など，思いも寄らぬことが次々と起きた1年でございました。

本市におきましても，3月の地震で多くの住宅や公共施設が損壊するなど甚大な被害を受けました。さらに福島第一原発の事故による放射性物質の流出は，農業，商工業，観光サービス業への風評被害の影響や日常生活上の精神的苦痛など，今でもはかり知れないものがございます。

このような中，市ではインフラの復旧，住宅や都市基盤の再建，整備，放射線の健康に対する影響への不安解消など，市民生活の安全と市の復興，発展に向けた取り組みを積極的に進めているところでございます。また，今回の地震の体験を教訓として，引き続き地域防災体制の強化と防災拠点の整備，確保に努めるとともに，情報伝達手段の再構築など，災害に強く安全で安心な地域社会の形成を図ってまいります。

次に，予算の編成等でございますが，政府は我が国の経済は緩やかに持ち直しているとの認識を示す一方で，原子力災害の影響や海外景気の下振れ，為替レート，株価の変動等によって，景気の下振れリスクが存在するとしております。また，失業率が高水準で推移するなど雇用情勢も依然として厳しい状況にあります。このような状況のなかで，震災の復旧，復興経費や円高対策を中心とする総額1兆1,025億円の国の第3次補正予算がようやく11月21日に成立いたしました。また，平成24年度一般会計予算の概算要求は，総額9兆8,686億円と過去最大規模となり，総務省におきましては，地方の安定的な財政運営と震災からの復旧，復興に全力で取り組める財源を確保するとしているところでございます。

本市におきましては，市債の発行を計画的に抑制してきた結果，一般会計の市債残高を245億円台まで減少することができました。地方交付税につきましては，合併算定がえにより，約20億円の措置を受けておりますが，今後大幅な減額が見込まれております。また，景気の低迷などによる市税や県交付金の減額も見込まれ，基金残高についても震災の復旧，復興経費の一部として取り崩しが必要となっているところでございます。一方歳出面では，本格的な復興の取り組みを優先して進めるとともに，本市の最重要課題でございます少子化人口減少抑制対策，産業の振興，人材の育成，地域の活性化など，活力ある常陸太田市を創出するための施策に引き続き取り組んでまいりたいと考えます。また，今後とも国・県の動向等を十分に注視しながら，本市の復旧，復興に必要な予算の確保のために，国・県等に積極的に働きかけをしてまいります。

次に，今回の一般会計補正予算につきましては，震災に伴う復旧，復興の経費として，被災者に対する災害援護資金貸付金の追加，交流センターふじの工事費，放射線測定機器の購入費，台風15号に伴う災害復旧費，イノシシの捕獲に対する補助金と捕獲わなの購入助成金などを計上させていただきました。これらの一般会計補正予算を含めまして，本日ご提案いたします案件は，条例の制定2件，条例の全部改正1件，条例の一部改正3件，指定管理者の指定について1件，平成23年度各会計補正予算9件，合わせませして16件でございます。なお，今会期中に人事案件6件を追加提案する予定でございますので，あらかじめご承知をいただきたいと存じます。

各議案の提案理由につきましては，議題となりましたときに副市長からご説明申し上げます。各議案とも慎重にご審議いただき，原案のとおり可決を賜りますようお願いを申し上げます。招

集のあいさつといたします。

議長（茅根猛君） 本日の議事日程は，お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

議長（茅根猛君） 日程第1，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は，お手元に配付いたしました会期予定表のとおり，本日から12月21日まで13日間といたしたいと思いますが，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。

よって，会期は本日から12月21日まで，13日間と決定いたしました。

日程第2 議案第86号ないし議案第92号

議長（茅根猛君） 次，日程第2，議案第86号常陸太田市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について，議案第87号常陸太田市職員の修学部分休業に関する条例の制定について，議案第88号常陸太田市土砂等による土地の埋立て，盛土及びたい積の規制に関する条例の全部改正について，議案第89号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について，議案第90号常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正について，議案第91号常陸太田市温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について，議案第92号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について，以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） それでは説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開き願います。議案第86号常陸太田市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてでございます。常陸太田市職員の自己啓発等休業に関する条例を次のように制定するものとする。平成23年12月9日提出，市長名。

提案理由でございますが，地方公務員法に基づく休業制度を導入し，市職員の資質の向上及び能力開発の機会の多様化を図るため，本条例を制定するものでございます。

この休業制度は，自発的に大学等での修学，または国際貢献活動を行うことを希望する職員に対しまして，その身分を保有したまま職務には従事せずに，またこの休業期間中における給与の支給はしないでこれらの活動を行うことを認める制度でございます。現在の公務を取り巻く社会環境の変化に対応できるよう，職員に自発性や自主性を生かした幅広い能力開発や国際協力の機会を提供するための柔軟な仕組みとして設けられたものでございます。当市におきましても，職員的能力開発の機会の多様化を図り，より一層の自己啓発意欲の醸成に努めるため，この制度を導入してまいります。

それでは、条例案の内容についてご説明をさせていただきます。

2 ページでございます。第 1 条は、本条例制定の趣旨を規定しております。第 2 条では、自己啓発等休業の承認要件について定めております。1 つとして、職員としての在職期間が 2 年以上であること。2 つとして、休業の目的が大学等での修学、または国際貢献活動等への参加であること。3 つとして、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資することが認められることなどを要件といたしまして、承認あたりましては当該職員の勤務成績などを考慮することといたしております。第 3 条では、自己啓発等休業のできる期間について定めております。大学等での修学におきましては 2 年、国際貢献活動への参加におきましては 3 年といたします。第 4 条でございます。自己啓発等休業の対象となる修学教育施設につきまして、第 5 条では、自己啓発等休業の対象となる国際貢献活動などの奉仕活動につきまして定めております。第 6 条では承認申請手続につきまして、また、第 7 条では休業期間の延長申請手続について定めております。

4 ページでございますが、第 8 条におきましては、自己啓発等休業の承認の取り消し事由について定めております。休業時の活動状況を把握するため、職員と定期的に連絡をとることを 9 条において定めてございます。第 10 条では、職務復帰後の給与の取扱いについてでございますが、大学等での修学または国際貢献活動の内容が当該職員の復帰後の職務への有用性により号級の調整を行うこととしております。

5 ページでございますが、附則でございます。第 1 項は、この条例は平成 24 年 1 月 1 日から施行することを定めております。第 2 項ですが、常陸太田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございますが、当市の企業職員、いわゆる水道事業等の関係職員でございますけれども、におきまして自己啓発等休業制度を導入することとし、同様に取り扱うことを定めております。

次に、11 ページをお開きいただきます。議案第 87 号常陸太田市職員の修学部分休業に関する条例の制定についてでございます。常陸太田市職員の修学部分休業に関する条例を次のように制定するものとする。平成 23 年 12 月 9 日提出、市長名。

提案理由でございますが、先ほどの議案第 86 号の提案理由と同様でございますが、地方公務員法に基づく休業制度を導入し、市職員の資質の向上及び能力開発の機会の多様化を図るため、本条例を制定するものでございます。

この休業制度は、職員が自発的に大学等で修学する場合におきまして、当該修学が職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときに、1 日の勤務時間の一部について勤務しないことを承認する制度でございます。

それでは、条例の内容についてご説明をさせていただきます。

12 ページでございます。第 1 条は、本条例制定の趣旨でございます。第 2 条では、修学部分休業を承認する場合の条件についてでございます。第 1 項で部分休業できる時間について定めておきまして、1 週間当たりの勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲としております。第 2 項では、修学する教育施設について定めております。第 3 項では、部分休業の承認期間を定めておきまし

て、その期間を2年としております。第3条では、部分休業取得中の給与の取扱いについてでございます。勤務しない1時間について、その1時間当たりの給与額を減額することとしております。第4条では、修学部分休業の承認を取り消す事由について定めてございます。その事由といたしましては、教育施設を退学したとき、正当な理由なく教育施設を休学または頻繁に授業を欠席しているとき、部分休業をしている職員の担当業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となり、承認取り消しについて本人の同意を得たときなどを定めております。

13ページをお開きいただきまして附則でございますが、この条例は平成24年1月1日から施行することを定めております。

続きまして、19ページをお開きいただきます。議案第88号常陸太田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の全部改正についてでございます。常陸太田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例を改正し、常陸太田市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例を次のように制定するものとする。平成23年12月9日提出、市長名でございます。

土地の埋め立て等の規制につきましては、合併時に旧市町村の条例を整理統合し適用してまいりましたが、今回土地の埋め立て等のより適正な規制を図るため、特に許可条件を明確化するとともに、埋め立てを行う土地の周辺関係者への事前説明、あるいは市外から土砂等を搬入する際の土壌調査の義務化を新たに規定するなど、全部改正を行うものでございます。

20ページをお開きいただきます。各条文を説明させていただきます。

第1条は目的、第2条は用語の定義でございます。第3条につきましては、市の責務を新たに規定しております。第4条は事業主等の責務でございます。特に第2項で事業区域の周辺関係者に対する事業内容の事前説明の義務を新たに規定いたしました。

21ページに移りまして、第5条、許可が必要となる事業、適用除外となる事業及び許可申請の手続等の規定でございます。第6条は許可の基準でございます。第1項第1号で、事業に用いる土砂等の性質は、国の基準をもとに規則で定める基準とすることを規定しております。第2号で土砂等に有害物質が含まれる場合、その量は規則で定める基準とすることとし、後ろに添付してございますが規則がございます。36ページから37ページにございますが、その規則で規定しております。第3号では事業計画の技術基準を、また、第4号では事業区域の周辺地域の環境保全や防災のために必要な措置に関する事業基準、それをそれぞれ規則で定める基準とするこの規定でございます。

22ページに移りまして、第9条、許可申請手数料を新たに規定してございます。手数料の額は26ページの別表のとおりとなります。

23ページに戻りまして、13条では、埋め立てを行った後の土壌調査の結果報告義務を新たに規定してございます。

24ページの第20条から23条は、違反行為に対する措置の規定でございます。

25ページに移りまして、27条、28条が罰則規定でございます。改正前よりも重い罰則としております。

26ページに移りまして、附則1でございますけれども、平成24年4月1日から施行することをうたっております。附則2は経過措置の規定でございます。

27ページから66ページにかけまして、本条例の施行規則を添付してございます。

続きまして、67ページをお開きいただきます。議案第89号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成23年12月9日提出、市長名。

提案理由でございますが、西二駐車場の廃止に伴い、本条例の一部改正を行うものであります。改正の内容でございますけれども、69ページの新旧対照表をごらんいただきます。第2条の表で、西二駐車場を廃止いたします。それに伴い別表についても整理したものでございます。

68ページの附則で、この条例は平成24年4月1日から施行することとしております。

続きまして、70ページをお開きいただきます。議案第90号常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正についてでございます。常陸太田市立小中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成23年12月9日提出、市長名。

提案理由でございますが、常陸太田市立瑞竜小学校、常陸太田市立佐都小学校及び常陸太田市立河内小学校の廃止に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

72ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。常陸太田市立瑞竜小学校につきましては、常陸太田市立誉田小学校へ、常陸太田市立佐都小学校及び常陸太田市立河内小学校につきましては、常陸太田市立機初小学校へ統合するため、別表から3校の名称及び位置を削り廃止するものでございます。

前のページに附則がございます。この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、73ページをお開きいただきます。議案第91号常陸太田市温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。常陸太田市温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成23年12月9日提出、市長名。

提案理由でございますが、温水プール利用料金等を見直すため、本条例の一部改正を行うものでございます。内容につきましては、75ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

第6条、利用料金でございますが、これまでは別表に定める利用料金としておりましたが、これも別表に掲げる範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金とし、別表に利用料金の上限額を定めることとしたものでございます。別表の改正でございますが、1回券、大人一人1回300円をいわゆる上限額500円に、子ども一人1回200円を上限額300円に改めるものでございます。回数券11枚券でございますが、大人3,000円を上限額5,000円に、子ども2,000円を上限額3,000円に改めます。また、コース占有料を設けまして、1コース1時間、上限額6,000円とします。

次に、備考でございますが、これまでは「中学生以上」の者を大人と規定しておりましたが、「高校生以上」に改めます。コース占有は1コース5名以上とし、2コースを限度とすることを

規定いたしました。

74ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、76ページをお開きいただきます。議案第92号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。常陸太田市温水プールの設置及び管理に関する条例第3条第1項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。平成23年12月9日提出、市長名。

記、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、常陸太田市温水プール。指定管理者となる団体の名称は、株式会社アメニティエンジニアリング。指定の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。

提案理由でございますが、地方自治法第244条の2第6項の規定により、常陸太田市温水プールの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

日程第3 議案第93号ないし議案第101号

議長（茅根猛君） 次、日程第3、議案第93号平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）について、議案第94号平成23年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第95号平成23年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第96号平成23年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第97号平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第98号平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第99号平成23年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第100号平成23年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第101号平成23年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第3号）について、以上9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） それでは説明をさせていただきます。

別冊横長のつづり、1ページをお開きいただきます。議案第93号平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）でございます。平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,508万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ275億8,918万円とする。第2条は繰越明許費、第3条が債務負担行為、第4条が地方債の補正でございます。平成23年12月9日提出、市長名。

主な内容についてでございますけれども、事項別明細により説明させていただきます。

11ページをお開きいただきます。歳入でございます。

初めに、14款1項1目民生費国庫負担金の補正でございますが、扶助費の増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金1,897万3,000円を見込みました。2項5目土木費国庫補助金におきましては、道路整備事業の財源として社会資本整備総合交付金交通安全事業450万円を見込むとともに、橋梁長寿命化計画の歳出が確定したことに伴い、補修事業を328万円減額いたしました。7目教育費国庫補助金でございますが、西光寺薬師如来坐像と収納庫復旧の財源として248万5,000円、8項災害復旧費国庫補助金の補正につきましては、台風15号により被災した新川土橋の歳出増に伴い667万円を見込むとともに、東日本大震災により被災した交流センターふじの復旧財源といたしまして6,146万3,000円を計上してございます。

14款3項4目教育費委託金279万3,000円につきましては、西山荘を国指定の名勝に指定するための調査委託金を見込んだものでございます。

15款県支出金でございますが、1項1目民生費負担金につきましては、国庫支出金同様、障害者扶助費の増額に伴う補正と後期高齢者特別会計における保険料減額の確定により、保険基盤安定負担金の減額を計上いたしました。2項県の補助金におきましては、障害者支援施設の扶助に係る財源として、障害者自立支援臨時特例交付金特別対策事業費補助金1,013万7,000円、子ども手当のシステム改修に伴う財源といたしまして、安心こども支援事業費補助金42万円、鳥獣被害緊急総合対策事業費補助金175万8,000円などを見込んでございます。

12ページをお開きいただきます。6款2項財産売り払い収入でございますが、埜町など4筆の土地売り払い収入として3,655万7,000円、里川町猿喰国有林の間伐材処分に係る収益分として303万円を計上してございます。

7款寄附金の補正でございますが、災害義援金500万8,000円を追加するもので、18款2項1目財政調整基金繰入金1,418万7,000円の減額につきましては、歳出に対しまして歳入予算の増額を見込めることから、財政調整基金の取り崩しを減額するものでございます。

19款繰越金につきましては、宅地分譲事業特別会計の廃止による決算剰余金として135万1,000円を予算化いたしました。

20款4項2目過年度収入835万7,000円につきましては、平成22年度の国・県支出金の精算によるものでございます。また、3項雑入1,958万3,000円につきましては、後期高齢者広域連合よりの精算金と市町村振興協会の災害対策支援金を計上しております。

次に、21款市債でございますが、1項3目過疎対策事業債の補正につきましては、道路橋りょう費の歳出増加に伴い820万円を補正するとともに、特別養護老人ホームの建設費補助の財源といたしまして1,000万円を追加いたしました。4項合併特例事業債310万円、6項民生費3,930万円、災害復旧債330万円につきましては、歳出予算の増加に伴い、その財源とする市債を増額したものでございます。

歳出につきましては、14ページからでございますが、給料、職員手当等共済費の補正減額は、主に11月臨時議会の給与改定に伴うものでございまして、各費目ごとに計上いたしました。また、各事業の内容、数量等の確定や契約差金につきまして減額補正を行ってございます。

2款1項5目財産管理費105万円の補正につきましては、消防用設備の点検結果により火災

受信機の交換を行うものでございます。

15ページの16目諸費の補正につきましては、過去に受け入れました社会福祉費国庫補助金などの精算を行うため421万2,000円を計上いたしました。3項1目戸籍住民基本台帳費94万5,000円の補正につきましては、住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民に対し基礎的な行政サービスを提供する必要から、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることとされたために電算委託料を増額するものでございます。

17ページをお開きいただきます。3款1項4目の障害者福祉費の補正でございますが、不足が見込まれます自立支援給付費3,234万3,000円、地域生活支援費532万3,000円を増額するとともに、新たなサービス体系への移行をする障害者支援施設の増加などにより、自立支援特別対策費1,119万7,000円を増額いたしました。これにつきましては、新しい体系移行後の事業安定を図るため、施設に給付をするものでございます。

18ページをお開きいただきます。4項1目災害救助費の補正でございますが、震災ごみの処理につきまして科目の計上がえを行うとともに、災害援助資金貸付金3,930万円を追加いたしました。

19ページの5款1項3目農業振興費の委託料につきましては、旧金砂郷小学校体育館の耐震診断と耐震設計業務を次年度以降に先送りするため、836万8,000円を減額いたしました。負担金補助及び交付金のうち、鳥獣等被害防止対策事業費補助金の補正につきましては、イノシシの捕獲数に応じて補助金を交付するものでございまして200万円を計上いたしました。またイノシシ等捕獲のわなの購入費に対する補助金179万8,000円を予算化してございます。5目農地費につきましては、県営県北東部地区広域農道整備事業費負担金718万8,000円を増額いたしました。

21ページをお開きいただきます。7款2項3目道路新設改良費と4目の橋りょう維持費の補正でございますが、道整備交付金などの補助対象となっている用地補償費や委託料の契約差金を工事請負費に計上がえいたしました。

22ページをお開き願います。4項2目街路事業費でございますが、不審者対策としまして街路灯設置工事200万円を計上いたしております。5目駅周辺整備事業費の補正につきましては、防犯カメラの設置と、それから駅西の市道に停車帯の整備をする、あるいは側溝にふたがけをする費用として工事請負費753万1,000円を計上しております。22節1,747万2,000円の補正につきましては、JR東日本に対する補償費が確定したため、23年度分の経費を減額するものでございます。5項1目下水道費につきましては、災害復旧等に対して繰出金2,452万1,000円を追加いたしました。

23ページでございますが、8款1項1目常備消防費の電波伝搬調査に係る負担金として、県消防救急無線通信指令業務共同化整備事業費負担金36万4,000円を計上いたしました。また、災害対策費の18節備品購入費224万2,000円の補正でございますが、各種施設の放射線計測のため、ポータブルサーベイメーター16台を購入するものでございます。

9款2項1目小学校管理費の消耗品136万1,000円につきましては、来年度統合となる佐都

小学校，河内小学校，瑞竜小学校の児童に対しまして，体操服を購入し支給するものでございます。

24ページでございます。修繕料284万円につきましては，誉田小学校の校舎を修繕するものでございまして，工事請負費の施設整備工事100万8,000円につきましては，機初小学校にスクールバスの停車スペースを設けるものでございます。3目学校建設費の補正につきましては，耐震改修工事の管理業務につきまして，都市計画職員により対応するため，553万円を減額するものでございます。

25ページの5項3目文化振興費の補正でございますが，西山荘を国指定名勝とするための調査業務として，報償費，旅費，事業費委託料を計上してございます。5目の公民館費でございますが，佐都公民館の農業集落排水接続工事の施工を本年度見送ったため，277万円1,000円を減額しております。

27ページでございます。6項3目学校給食費でございますが，食缶洗浄機の修繕料675万2,000円を計上いたしました。4目体育施設費122万9,000円につきましては，里川スポーツ広場の倒木の危険性がある樹木を伐採するための費用でございます。

10款災害復旧費につきましては，職員の時間外勤務手当それぞれの項目別に計上しております。

28ページでございます。2項1目道路橋りょう災害復旧費でございますが，新川戸橋の橋脚復旧に伴い，浸食された河床の復旧に要する経費1,000万円を計上いたしました。4項2目社会教育施設災害復旧費につきましては，西光寺薬師如来坐像の後背修理委託料238万8,000円，交流センターふじなどの災害復旧工事8,765万1,000円を計上してございます。

6ページにお戻りいただきまして，繰越明許費でございます。

5款1項金砂ふるさと体験交流施設整備事業につきましては，6,430万5,000円を翌年度に繰り越すものですが，事業規模につきましては，現在縮小の方向で検討しているところでございます。また，10款4項につきましては，西光寺の復旧に係る指定文化災害復旧事業402万4,000円，交流センターふじ災害復旧事業5,160万円を翌年度に繰り越すものでございます。

7ページに債務負担行為がございまして。来年4月当初からの業務開始に当たりまして，年度中に入札に付するなどの事務を進める必要があるもの11件につきまして，債務負担を行うものでございます。

8ページは地方債の補正でございます。先ほど歳入予算で説明いたしました過疎対策事業費など限度額合計21億6,860万円を21億3,250万円に変更するものでございます。

続きまして，議案第94号平成23年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。第1条，事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,722万4,000円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,362万3,000円とする。平成23年12月9日提出，市長名。

今回の補正予算につきましては，各事業に係る拠出金，あるいは納付金等の額の確定，それから制度改正による職員給与費の減などに伴う補正でございます。

6 ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

第3款1項1目の療養給付費等負担金につきましては、介護納付金等の額の確定によるものでございます。3目の特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査等事業費の減によるものでございます。

第3款2項1目の財政調整交付金につきましては、後期高齢者支援金等の額の確定によるもの。3目の国民健康保険災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災に係る保険税等の減免による損失補てんに充てるものでございます。

第4款の療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者療養給付費等の増によるものでございます。

第6款1項の県負担金につきましては、特定健康診査等事業費の減によるもの、2項の県補助金につきましては、老人保健医療費拠出金などの額の確定によるものでございます。

第9款の繰入金につきましては、一般会計からの法定繰入金の減額調整及び支払準備基金からの繰入金の減によるものでございます。

8 ページをお開きいただきます。歳出でございます。

第1款1項の総務管理費につきましては、職員人件費及び電算処理負担金の減によるもの、2項の徴税費につきましては、課税事務電算委託料の額の確定及びコンビニ収納導入経費分担金の増に伴う予算調整でございます。

第3款の後期高齢者支援金等から、9ページの8款の保険事業費までにつきましては、それぞれの額が確定したことに伴う補正でございます。

10 ページをお開きいただきます。第11款の諸支出金につきましては、平成22年度の各事業の実績に基づく国・県補助金の返還金による増額補正でございます。

続きまして、議案第95号平成23年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)でございます。第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ728万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,556万7,000円とする。平成23年12月9日提出、市長名。

今回の補正予算につきましては、制度改正による職員給与費の減及び保険料軽減額に相当する保険基盤安定負担金の確定などに伴う補正でございます。

6 ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

第3款の繰入金でございますが、歳出補正に係る財源について一般会計からの繰り入れによるものとして補正調整を行うものでございます。

7 ページをお開きいただきます。歳出でございます。

第1款の総務費でございますが、職員給与費の減額及びコンビニ収納導入に伴う電算委託料の増額によるものでございます。

第2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

続きまして、議案第96号平成23年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第2号)につ

いてでございます。第1条，事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,770万1,000円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億180万5,000円とするものでございます。平成23年12月9日提出，市長名。

6ページからの事項別明細でご説明をさせていただきます。

歳入でございますが，1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては，東日本大震災に伴う介護保険料の減額による減額補正でございます。

第3款2項4目の災害臨時特例補助金につきましては，東日本大震災に伴う介護保険料，介護保険サービス利用料及び食費，居住費の震災害減免額に対する補助金の補正増でございます。

6款1項1目の利子及び配当金につきましては，処遇改善臨時特例基金積立金利子によるものでございます。

7款1項4目のその他の一般会計繰入金につきましては，給与改定及び職員の異動等に伴う減額補正でございます。

7款2項1目の支払準備基金繰入金につきましては，調整に伴う減額補正でございます。

続きまして，7ページの歳出でございますが，1款1項1目の一般管理費及び3項1目の介護認定審査会費の減につきましては，給与改定及び職員の異動等によるものでございます。

1款2項1目の賦課徴収費につきましては，来年度よりコンビニエンスストアでの収納ができるようシステムの改修を行うためのものでございます。

8ページの6款1項2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金につきましては，歳入でございました利子分を積み立てるものでございます。

8款3項1目の諸支出金の食費，居住費補助金につきましては，東日本大震災に伴う食費，居住費の減免分を支出するための補正でございます。

続きまして，議案第97号平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。第1条，歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,912万1,000円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,425万円とする。第2条，地方債の変更は第2表地方債補正による。平成23年12月9日提出，市長名。

7ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

6款1目一般会計繰入金2,452万1,000円，9款3目災害復旧債の460万円につきましては，災害復旧事業等の追加に伴うものでございます。

8ページに歳出がございます。

1款1項1目公共下水道費165万4,000円の増額は，給与改定に伴う職員人件費の減，受益者負担金の一括納付者の減少に伴う報償費の減，それから，コンビニ収納に伴う負担金システム改修のための事務電算委託料の増によるものでございます。3目特環下水道費29万8,000円の減額は，給与改定に伴う職員人件費及び受益者分担金一括納付者の減少に伴う報償費の減によるものでございます。

4款1項1目の下水道施設災害復旧費2,776万5,000円の増額は，災害復旧工事に伴う工事請負費の増及び災害復旧に伴う那珂久慈流域下水道建設工事費の負担金の追加によるものでござ

ざいます。

続きまして、議案第98号平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,487万2,000円とする。平成23年12月9日提出、市長名。

6ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

5款1目一般会計繰越金16万5,000円の減額につきましては、給与改定に伴う職員人件費の減によるものでございます。

7ページに歳出がございます。1款1項1目総務管理費40万5,000円の減額は、給与改定に伴う職員人件費及び受益者分担金精算返還金確定に伴う減によるものでございます。

4款1項1目の農業集落排水施設災害復旧費24万円の増額は、災害復旧事務に伴う時間外手当不足分の計上でございます。

続きまして、議案第99号平成23年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,373万3,000円とする。平成23年12月9日提出、市長名。

6ページに事項別明細がございます。歳入でございます。

3款1目一般会計繰入金15万7,000円の減額は、給与改定に伴う職員人件費の減によるものでございます。

7ページには歳出がございます。1款1項1目の一般管理費15万7,000円の減額は歳入と同額でございますけれども、給与改定に伴う職員人件費の減によるものでございます。

続きまして、議案第100号平成23年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。第1条は総則でございます。第2条は、収益的収入及び支出の補正で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の第2款水道事業費用を341万9,000円減額し、11億2,385万4,000円とするものでございます。第3条は、資本的収入及び支出の補正でございます。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものである。

支出でございますが、第4款資本的支出を15万円増額し、10億4,660万2,000円とするものでございます。第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。予算第9条に定めた経費の金額を次のように定める。職員給与費を312万5,000円減額し、1億7,495万6,000円に改めるものでございます。平成23年12月9日提出、市長名でございます。

詳細につきましては、予算明細書にてご説明いたします。

11ページをお開きいただきます。初めに、収益的収入及び支出の支出でございますけれども、2款1項の341万9,000円の減額は、人事院勧告による給与改定及び制度改正に伴うものでございます。

次に、13ページの資本的収入及び支出の支出でございますが、4款1項3目固定資産購入費の15万円の増額は、環境放射能モニター購入のための費用でございます。

続きまして、議案第101号平成23年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。第1条は、総則でございます。第2条、収益的収入及び支出の補正で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。支出の第2款工業用水道事業費用を2万6,000円減額し、7,563万2,000円とするものでございます。第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、予算第7条に定めた経費の金額を次のように定める。職員給与費を2万5,000円減額し、1,373万9,000円に改めるものでございます。平成23年12月9日提出、市長名。

詳細につきましては、予算明細書10ページにございます。

収益的収入及び支出の支出でございます。2款1項営業費用の2万6,000円の減額につきましては、人事院勧告による給与改定及び制度改正に伴うものでございます。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

議長（茅根猛君） 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、12月13日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時06分散会